

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人滋賀同仁会一般事業主行動計画

社会福祉法人滋賀同仁会の職員の仕事と生活との調和を推進するとともに、育児休業後の復職時における支援をはじめ雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.

計画期間 令和元年5月1日～令和3年4月30日までの2年間

2. 内容

目標1： 産前産後休業や育児休業制度の周知及び育児休業復帰時の配置、その他子の看護休暇など労働条件に関する事項等の情報提供を行う。

<対策>

- 令和元年5月～ 諸制度の把握と相談窓口の設置について検討
- 令和元年8月～ 相談窓口の設置について職員へ周知

目標2： 現状の有給休暇平均取得日数が10日を超える事業所は5%、その他の事業所は10%増とし、職員の健康増進を図る。

<対策>

- 令和元年5月～ 事業所及び職種ごとの有給休暇平均取得日数の現状把握と分析
- 令和元年6月～ 取得促進に向けた職員への啓発活動の実施(具体的な目標数値の掲示や情報提供など)